

北海道におけるスケトウダラ日本海北部系群の広域資源管理

1. 関係漁業種類

沖合底びき網漁業、すけとうだら固定式刺し網漁業、すけとうだらはえ縄漁業

2. 資源管理目標

本系群の資源管理の目標は、資源管理基本方針において、次のとおり定めている。

- 1 目標管理基準値 380千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 171千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 暫定管理基準値 限界管理基準値である171千トン
- 4 禁漁水準値 25千トン(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

3. 関係者による連携を図るための体制

本系群の漁獲の大半を占める北海道の漁業においては、すけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、各地区ごとに設置されている資源管理推進委員会等による資源管理措置の確実な実施を図ることとしている。

4. 資源管理措置

資源管理措置の内容	漁業種類	令和5年度の実績
【①漁獲努力量の削減】 総操業日数の削減	すけとうだらはえ縄漁業 (檜山地区) すけとうだら固定式刺し網漁業 (島牧地区)	檜山地区の令和5年11月1日～令和6年3月31日までの総操業日数は162日(上限:467日)。
【②小型魚の保護】 - 体長30cm又は全長34cm未満のすけとうだらの漁獲は一操業・航海において、すけとうだらの総漁獲量の2/10を超えない。 - 一揚網又は一揚縄当たり、体長30cm又は全長34cm未満のすけとうだらの重量が2/10を超えた場合には、体長30cm又は全長34cm未満のすけとうだらの漁獲を回避するため、漁場の移動等の適切な措置を講ずる。 - 小型魚の漁獲割合が一定量(20%)を超えた場合には、漁場移動等を行う。また、一日当たりの総水揚量が一定量(800t)を超えた場合は翌操業日の操業を自粛する。 - 資源の良好な加入が確認された場合には、期間を定めた休漁等の検討を行い実施する。	沖合底びき網漁業 すけとうだら固定式刺し網漁業 すけとうだらはえ縄漁業	すけとうだら固定式刺し網漁業・すけとうだらはえ縄漁業 - 体長30cm又は全長34cm未満のすけとうだらの漁獲が一操業・航海において、すけとうだらの総漁獲量の2/10を超えなかった。 - 一揚網又は一揚縄当たり、体長30cm又は全長34cm未満のすけとうだらの重量は2/10を超えなかった。
	沖合底びき網漁業	沖合底びき網漁業 - 令和5年4月1日～令和6年3月31日までの間、一揚網当たりの小型魚の漁獲量は総漁獲量の20%を超えることはなかった。 - 令和5年4月1日～令和6年3月31日までの間、1日の総水揚量は一定量(800t)を超えなかった。
【③産卵親魚の保護】 - 操業期間の短縮。 - 卵巣が成熟した場合は終漁する。 - プール制による漁獲圧の緩和と相互扶助。 - 保護区の設定。 - 体長36cm以下の未成魚が漁獲された場合は漁場移動。	すけとうだらはえ縄漁業 (檜山地区)	11月1日～3月31日の許可期間に対して、1月8日～2月27日の操業期間とし、漁期前後を休漁。 - 卵巣の成熟が見られ、2月27日に終漁。 - 主要漁場の爾志海区では、水揚げ金額を7隻で均等配分。 - 熊石沖の産卵場所を全面禁漁。 - 体長36cm以下の未成魚に留意して操業。
【④その他】 底建網等の「その他漁業」にあつては資源管理協定に準じた措置の指導や北海道庁による若干見合量の提示等、すけとうだら固定式刺し網漁業にあつては操業期間の短縮などを行う。	沿岸漁業 (すけとうだら固定式刺し網漁業、 底建網漁業等)	- 休漁期間を設定し、操業日数を削減(固定式刺し網漁業)。 - 各振興局より漁協毎の若干見合量を提示(その他漁業)。